

平成29年2月10日

入札参加資格者 各位

大東市上下水道局総務課

**建設工事の請負契約者の社会保険等未加入業者への対策について（お知らせ）**

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針では、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等(雇用保険、厚生年金保険及び健康保険をいう。以下同じ。)に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要であるとされております。また、国土交通省より、入札契約適正化法に基づき社会保険等に加入していない建設業者の排除取組の要請をされているところであります。これを受け当局においても、以下のとおり社会保険等未加入対策を行いますのでお知らせします。

(1) 対象

平成29年4月1日以降に発注を行う建設工事

(2) 加入状況の確認対象となる社会保険

イ. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険

ロ. 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

ハ. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

(3) 加入状況の確認方法

イ. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

ロ. 確認できない場合については、

公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」及び年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」の提出により、確認します。

ハ. 社会保険に関する誓約書

(4) 未加入対策

各発注案件の入札参加時に社会保険の加入を資格要件とします。社会保険未加入の建設業者は入札に参加することができません。

（ただし、法令により適用が「除外」とされている場合は除きます。）